

郡山市シティプロモーション認定事業補助金交付要綱

平成24年7月1日制定

平成26年4月1日一部改正

[文化スポーツ部国際政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと郡山に愛着を持ち、人を惹きつけ、住んでみたいと思われる魅力あるまちづくりを推進するため、郡山市シティプロモーション認定事業を実施する団体を支援するために予算の範囲内で交付する補助金に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市のイメージ、認知度及び知名度の向上並びに集客及び交流人口の拡大につながる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動を目的としていないこと。
- (2) この要綱による補助金以外の金銭的給付を受けず、かつ、受ける予定がないこと。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、補助対象事業を行う団体で、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) おおむね5人以上で組織されているもの
- (2) 組織の運営に関する規約、会則、定款その他これらに準ずる書類（第6条において「規約等」という。）を有するもの

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費で別表第1の左欄に掲げる経費区分に応じ、同表の右欄に掲げる対象経費とする。ただし、当該経費区分のうち、別表第2の左欄に掲げるものについては、同表の右欄に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を交付しない。

- (1) 補助対象団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 補助対象団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 補助対象団体の構成員に係る人件費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内の額とし、200,000円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助対象事業に着手する前に規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約等の写し
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金の交付条件)

第7条 規則第6条第1項第1号の軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない、又は減額が補助金の額の2割以内の額である予算の変更とする。

2 規則第6条第1項第4号のその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿、証拠書類を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(補助対象事業の内容変更等の手続)

第8条 補助金の交付を受けた団体(以下「補助金交付団体」という。)は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、規則第9条の補助事業等内容変更等承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画変更書
- (2) 収支予算変更書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(概算払)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第10条 補助金交付団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第14条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 帳簿、領収書等支払いを証明する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

(財産処分の制限)

第11条 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、補助対象事業が完了した日の翌日から起算して、当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。)が経過する日までの期間とする。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

補助対象経費

経費区分	対象経費
報償費	講師、出演者等（以下「講師等」という。）への謝礼
旅費	講師等に係る交通費（公共交通機関に係るものに限る。）及び宿泊料
需用費	消耗品費、講師等の食事に係る食糧費及び印刷製本費
委託料	会場設営及び音響照明設営等の委託に係る費用
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料
使用料及び賃借料	会場使用料及び機械、器具等の賃借に係る費用
備品購入費	機械、器具等（20,000円以上のものに限る。）の購入費
その他の経費	その他市長が認める経費

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費の区分別限度額

経費区分	限度額
備品購入費	補助対象経費の総額の 2 分の 1